

教育職員免許状の取得のために科目等履修生を希望される方へ

教育職員免許法(以下、新法)の改正に伴う重要なお知らせ

令和4年4月1日より教育職員免許法の一部改正に伴い、令和4年度以降、免許取得の為に新科目の修得が必要になりました。

については、令和4年度以降に新たに科目等履修生となり、免許状の所要単位を修得する場合、改正後の法律が適用されますので、必ず各都道府県教育委員会に単位数等を確認してください。

なお、令和3年度までに既に科目等履修生であり、途切れることなく継続して令和4年4月1日以降も科目等履修生として在籍している間は経過措置が適用されます。

また、必要となる科目や単位数は、個々の履修の状況や免許状の種類によって異なります。

科目や単位数については、必ず事前に各都道府県教育委員会へご確認の上、各教育委員会から指示があった場合は教育学部教務担当へご相談ください。

教育学部	人社・教育系事務課 教育学部教務担当	〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号 TEL : 096-342-2522 E-mail:kyo-kyomu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
------	-----------------------	--